

第18回西和賀町議会定例会

令和4年3月3日（木）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第18回西和賀町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、印刷配付のとおりであります。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、5番、高橋到君、6番、高橋輝彦君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてをお諮りいたします。開会に先立ち、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本定例会の会期は本日から3月18日までの16日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月18日までの16日間に決定しました。

次に、日程第3、諸報告を行います。12月定例会から本定例会までの議会の行動日程については、印刷をもって配付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

また、町監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の報告を受けており、その写しをお手元に配付しております。

なお、本定例会までの間に受理した請願・陳情は、請願・陳情第21号 私学教育を充実・発展させるための陳情、請願・陳情第22号 令和

4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願書の2件であります。請願・陳情第21号 私学教育を充実・発展させるための陳情については参考配付とすることとし、請願・陳情第22号 令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願書については会議規則第92条の規定により、請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。請願・陳情書の写しは、各議員に配付済みであります。

本日の定例会に出席を求めました内記町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

最初に、内記町長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。副町長、刈田哲彦。会計管理者兼税務課長、宇都宮清美。総務課長、高橋三智昭。企画課長、吉田博樹。ふるさと振興課長、真壁一男。町民課長、小松重貴。健康福祉課長、新田由香里。農業振興課長兼農業委員会事務局長、泉川道浩。林業振興課長兼6次産業推進監、菊池輝昌。観光商工課長、佐藤太郎。建設課長、高橋光世。上下水道課長、小林英介。病院事務長、東清彦。なお、農業委員会事務局長にあつては、町長より囑託を受けた者として出席するものであります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。学務課長、照井哲。生涯学習課長、柳沢里美。

以上であります。

議長 ここで内記町長より行政報告のための発

言を求められております。この際これを許します。

内記町長。

町長 皆さん、おはようございます。3月定例議会、よろしく願いいたします。

それでは、私から行政報告3件申し上げます。最初に、西和賀町雪害警戒本部の設置について報告します。今年度の積雪状況についてですが、12月中は降雪が少なかったものの、年末年始に大雪となり、その後1月中旬、下旬にまとまった雪が降り、1月31日午前8時時点で川尻地内の積雪が2メートル22センチと2メートルを超えたことから、同日午前10時に西和賀町雪害警戒本部を設置しました。警戒本部では、雪による被害や危険箇所等の情報収集、パトロールを行うとともに、除雪作業中の事故防止、屋根からの落雪による事故防止などについて注意喚起を行ってきました。しかし、残念ながら除雪作業中の人身事故が発生しております。これからの時期は降雪も落ち着き、雪解けの時期になりますが、除雪作業中や落雪による事故を防止するため、引き続き注意喚起に努めます。町民の皆様には安全対策をしっかりと行っていただき、十分に注意しながら除雪作業をお願いいたします。

次に、地滑りによる通行止めが続いております一般国道107号の災害復旧工事について報告します。この件に関しましては、さきの12月定例会において仮設道路の工法について報告しましたが、これはあくまでも仮復旧であり、本復旧については工法も含めて詳細がまだ示されておりました。

去る2月24日、当該事業を所管する県南広域振興局北上土木センターから連絡が入り、トンネル化による災害復旧工事として国の採択を受けることができたという報告をいただきました。これは、町として最も望ましい形での復旧であり、北上市や横手市などと取り組んできた期成同盟会による要望活動が実を結んだものと思っ

ております。

このトンネルは現道の北側に整備される予定で、トンネルの長さは1,470メートル、仮橋と仮設道路も含めた総事業費は約130億円と巨額に上ります。工事の完成時期は未定とのことでありますが、事業規模からすると着工から5年程度を要するものと推測しております。

本復旧に向けた道のりは、ここからがスタートとなるわけですが、私たちが望んでいた形で明るい見通しを示していただいたことは大変ありがたいことだと思っております。ここまでご尽力、ご協力いただきました岩手県をはじめとする関係者の皆様に改めて感謝を申し上げますとともに、一日も早い供用開始を願っております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種への対応について報告します。3回目のワクチン接種については、町内の医療機関のご協力をいただき、2月14日から町内の医療機関での個別接種、2月26日からは町立西和賀さわうち病院での集団接種という2つの接種方法で進めているところです。引き続き町民の皆様には、5歳から11歳までの小児への接種や4月以降の3回目のワクチン接種に関する情報を随時提供していきます。また、町民の皆様には日頃から感染対策の実施や慎重かつ冷静な行動を心がけていただいていることに感謝申し上げます。

全国の感染状況は、オミクロン株が猛威を振るい、1月7日にまん延防止等重点措置が発令されてから、感染状況に応じ、適用地区の変更や期間の延長を行い、現在31都道府県の地区に適用され、全国で強い感染対策が講じられています。岩手県内においては、新規感染者数が過去最多を更新し、特に学校や教育・保育施設での感染が拡大している状況を受け、町では2月28日に町長メッセージとして、町民の皆様にご協力をお願いしております。

県内、町内における感染リスクがこれまで以

上に高まっておりますので、基本的な感染対策を徹底していただくとともに、発熱等の症状が見られる場合は早めの受診をしていただきますようお願いいたします。

また、感染された方や、その家族に対する誹謗中傷や差別的な行為を決して行わず、優しく接していただきますよう重ねてお願いいたします。

私から、以上行政報告3件であります。よろしくお願いいたします。

議長 これでは諸報告を終わります。

続いて、日程第4、町長の令和4年度施政方針演述を行います。

内記町長。

町長 本日、ここに西和賀町議会定例会が開催されるに当たり、令和4年度の町政運営について、私の所信を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が世界中に流行し2年が経過しました。現在の感染状況は、オミクロン株が猛威を振るい、1月7日に「まん延防止等重点措置」が国内一部地域に発令されてから、全国で強い感染対策が講じられています。本町では、飲食業や観光業のほか、農業でも米価が大幅に下落するなど、あらゆる業種に経済的な影響が及んでいます。町内で行われる各種集会や地域の大切な行事の中止など、仕事や暮らしに今も大きな影響が続いています。

感染対策の要となります新型コロナウイルスワクチン接種についてですが、3回目のワクチン接種は、町内の医療機関のご協力をいただき、1月13日から順次進めており、2月からは、町内の医療機関での個別接種、町立西和賀さわかち病院での集団接種という2つの接種方法で行っています。3回目のワクチン接種に関するご案内も適時、提供していきます。

町民の皆様には、基本的な感染対策、そして慎重かつ冷静な行動を引き続きお願いします。

次に、今年度の積雪状況についてですが、年末年始に大雪となり、1月後半にはまとまった

雪が降り、1月31日、午前8時時点で2メートル22センチと2メートルを超えたことから、同日、午前10時に西和賀町雪害警戒本部を設置し、被害や危険箇所等の情報収集、パトロールを行うとともに、除雪作業中や、落雪による事故防止などについて注意喚起を行ってきました。しかし、残念ながら除雪作業中に人身事故が発生してしまいました。今後このような痛ましい事故が起こらないよう注意喚起に努めるとともに、町民の皆様には安全対策をしっかりと行った上で、十分に注意しながら除雪作業に当たっていただきますようお願いいたします。

それでは、令和4年度予算について申し述べます。

私の予算編成についての基本的な考え方は、行政における継続性を確保するとの観点から、継続して取り組まなければならない事項については、情勢変化を加味した上で引き続き実施することとしています。しかしながら、事業実施に当たり、より十分な検討が必要と考えられる事項については、さらなる検討を経た上で予算化することとしています。

一方、私が公約として掲げております事項について、具現化するに当たっては、実効性を高めるため、必要な実務面での検討をよく行った上で、予算化を図り適時提案することとしています。

また、各課等において、予算編成及び事業実施の指針となる総合計画に基づき、これからの町づくりや地域づくりに果たす役割と財政的な負担を考慮した上で、事業の緊急度や必要性、公的責務の妥当性について事業評価を行い、後年度の見通しを十分に検討し、さらに新型コロナウイルス感染症による影響を勘案し事業精査しました。

高齢化、人口減少に伴い、町税等の減少が見込まれる一方で、大規模事業実施に伴って借入れした地方債の償還が引き続き高い水準で推移していくことから、当面は厳しい財政運営が見

込まれます。このことから、「中期財政計画」に沿った取組を着実に進め、健全な財政運営を堅持することとしています。

以上の方針により提案を予定しております一般会計当初予算は、総額64億8,400万円となりました。前年度計上した庁舎等改修事業や学校給食調理場整備事業などの大規模事業が終了したことから、令和3年度の当初予算と比較して13億4,100万円、率にして17.1%の減額となっています。

歳入では、上記事業終了等により町債が14億1,960万円、繰入金が1億3,104万3,000円の減額となった一方、地方交付税はこれまでの交付実績を踏まえた推計を行い3億円の増額を見込んでいます。寄附金については、ふるさと納税を令和3年度と同額と見込んでいます。

歳出は、新型コロナウイルス感染症対策として、国の地方創生臨時交付金の活用により、焼地台公園設備の整備事業、「にしわがの宿に泊まろう」宿泊割引事業、プレミアム商品券事業など計7事業8,841万5,000円の事業を実施し、地域経済の下支えと活性化を図ろうとするものです。

総合計画と計画に係る取組について。

総合計画後期基本計画の策定に当たりましては、令和2年度から町政懇談会を開催し町民の皆様にご意見を伺いました。また、令和3年度は各課ヒアリングを行い前期計画の進捗状況や課題把握に努めるとともに、まちづくりアンケートを実施し町民の皆様のご意見の集約を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により各種団体や事業者等からのご意見を伺う機会を設けることができなかつたことから策定を1年延長しました。

後期計画は、人口減少対策、国連サミットで採択された国際社会共通の目標であるSDGs（エスディーゼズ）「持続可能な開発目標」への対応、町民サービスの向上を目指した行政デジタル化の推進、公民館から集会施設への移

行も含む新しい地域自治組織の推進方策に係る地域計画の策定などに重点を置いた検討が必要であると考えています。

加えて後期計画につながる取組として、今回提案をいたします令和3年度一般会計補正予算の中に盛り込んでおりますが、雪対策に係る方針を策定することとしています。このほか、これまでも検討がなされてきましたが、沢内バーデンの今後の活用を念頭にした志賀来地区の活性化方針、義務教育の在り方の検討、西和賀文化創造館・銀河ホールの活性化方針を定めての大規模修繕、私が公約として掲げておりますゼロ歳児保育の実現方策について取組を進めることとしています。また、西和賀らしい景観形成に資する取組である施設の整理整頓方針の一つとして、利用が見込まれない公共施設の解体整理方針づくりに着手したいと考えています。さらに、農業農村政策に係る専門官を配置し、集落組織の活動の底上げ、本町の農業推進に関わっている第3セクター等の組織や団体の在り方の見直しに当たることとしています。

次に、以上を踏まえ令和4年度の基本的な取組について、分野ごとに述べます。

保健医療福祉について。

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、ワクチン接種を最優先事項と捉え、町内の医療機関等のご協力を得て実施してきました。現在、3回目のワクチン接種を進めていますが、希望する全ての町民が、可能な限り速やかに3回目の接種を終えられるよう、引き続き取り組みます。

健康づくりの推進では、自分自身で健康管理を意識できるようパーソナルヘルスレコードなどを活用した体制づくりを引き続き推進するとともに、子宮頸がん検診の個人負担金を見直し受診率向上を目指します。また、幼児期の健康診査の充実を図るため視覚検査機器を導入します。

福祉や介護を支える専門職等の人材確保につ

いては、これまでの取組に加え、介護福祉事業所従事者奨学金返還支援補助制度を創設し取り組みます。

近年、高齢者ドライバーによるアクセルとブレーキ等の踏み間違いによる事故が多発していることから、「急発進抑制装置設置事業補助金」を創設し、町内の65歳以上の高齢者ドライバーを対象に町単独事業として実施します。

次に、病院事業であります。現在の医師体制の維持向上、専門外来の維持や常勤医師の負担軽減を図るため、歯科医を含め引き続き外部の応援医師の確保等に努めます。

医師確保対策として、当町の地勢や冬期間の急激な気候変化等を考慮し、病院敷地内に新たに医師住宅1棟2世帯の建設を行うなど、常勤医師のほか、応援医師や研修医師等がストレスなく診療に当たっていただくための環境整備を進めます。

また、令和2年度から3年度にかけて入院病床40床のうち33床を地域包括ケア病床に転換し運営してきたところですが、院内での多職種連携の下、急性期の治療を終えた患者さんの円滑な在宅復帰を支援する体制の強化を維持するとともに、病床の計画的な運用により入院収益の増加に努めます。

新型コロナウイルス感染症対応では、簡易陰圧検査室を活用した検査体制の機能強化と運用面での向上を図り、新型コロナウイルスを含む各種感染症の拡大防止に努めます。

医療機器の更新については、平成26年の開院時に整備した医療機器等が、順次更新時期を迎えることから、重要性、緊急性の観点から優先順位をつけ、計画的に更新していきます。

教育文化について。

町の未来を担う子供たちに「確かな学力」の定着と、「生きる力」を育む教育の充実、そして「地域を愛する人を育てるまちづくり」に向け、教育委員会と連携を深め、教育課題を共有し、かつ意見交換を行いながら、教育行政の充

実に努めていきます。

保育については、乳幼児期における人間形成に極めて重要な時期に当たることから、生活習慣の基礎を培う保育環境の充実に努めるほか、給食の副食費は世帯所得にかかわらず保護者負担がないよう、引き続き町単独施策として支援を行います。

学校教育については、学校と地域が連携し学校運営の充実に向けて、令和4年度から新たに取り組む「コミュニティ・スクール」の導入を支援するほか、英語教育環境の充実のため、引き続き外国人英語講師2名体制で学習を支援します。また、特別支援教育支援員の配置、教員研修、そして児童・生徒1人1台タブレット端末による新しい学習活動の中でのICTを活用した学びの充実等を継続し、児童生徒の学力保障に取り組めます。

新たに建設した「西和賀町総合給食センター」が4月から稼働します。安心安全でおいしい給食の提供に向け取り組むとともに、学校給食費の公会計化を行い、円滑な運営に努めます。

県立西和賀高校については、生徒一人一人の目標実現に向けた学習指導等を支援するため、「西和賀高校魅力化支援事業」、「公営塾運営事業」を展開するほか、同校の生徒確保のため、「西和賀ふるさと留学生」として、全国から広く入学希望者の募集を行います。また、高校と地域、町内企業等の連携による人材育成の学びの体制整備を図るとともに、学生寮等の生徒受入れ態勢づくりに取り組めます。

社会教育については、町民大学や高齢者大学などを通じた継続的な学習機会の創出を図るとともに、西和賀町男女共同参画プランの見直しに取り組めます。

生涯スポーツ、芸術文化においては、関係団体の支援を通して、スポーツや芸術文化に親しむ機会を創出し、町民のスポーツ振興、文化振興を進めます。あわせて、志賀来スキー場圧雪車更新や太田図書室エアコン設置など環境整備

を行います。

産業振興について。

農業の振興では、昨年「第2次西和賀町農業農村振興プラン」を見直し、令和3年度から令和5年度までの実行計画を策定しております。令和4年度についても本プランに基づき重点項目の推進に着実に取り組みます。

国は、水田活用交付金の運用の見直しを行い、令和4年度から内容が大きく変わります。本町に影響が大きい部分として永年性牧草の交付単価が一律10アール当たり3万5,000円から、播種を行わない年については10アール当たり1万円に変更になります。また、交付対象水田については、今後5年間に一度も水張り（水稲作付）を行わない場合は交付金の対象外とする方針が示されました。国では5年間で方向性を定めるとしているものの、原則どおり実施されると本町の水田活用の根底に関わるほど大きな影響が想定されることから、早急に農家・関係機関が一丸となって対応策を検討します。

農業農村整備事業では、川舟地区において町内では過去最大の105ヘクタールの基盤整備を実施する計画が令和3年度に採択され、4年度は測量設計を行うこととなっております。早期供用開始に向けて事業を推進します。

中山間地域直接支払交付金は第5期対策の3年目になりますが、第5期対策から新たに加わった集落機能強化加算は、令和3年度は8集落で取組が行われています。高齢者の除雪や買物・通院の支援、空き家対策、温泉施設の管理といった西和賀町で暮らしていくために非常に重要な活動が各協定で行われており、この取組が全町に広がっていくよう強力で推進します。

6次産業の推進については、町内で生産される農産物を町内で消費・流通するシステムを構築するため、産業間連携推進会議を中心として取り組んできました。これまでの取組で明らかになった成果と課題を踏まえながら具体的な取組を展開します。

林業振興では、森林経営管理制度に基づき、森林所有者の所有森林に対する意向調査を実施するとともに、森林環境譲与税を活用した私有林の適切な管理を推進します。

さらに、森林資源の有効活用に資する森林の望ましい在り方について情報収集と検討を進めるとともに、バイオマス利用の拡大に引き続き取り組みます。

また、近年増加しているツキノワグマやイノシシによる鳥獣害の低減に向け、電気柵の利用促進による防護対策を重点的に進めるとともに、狩猟ハンターの確保・養成による捕獲対策を強化していきます。

商工振興では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者への支援を引き続き国や県とともに進めます。また、後継者対策、創業支援を推し進めるため、「経営発達支援計画」を商工会とともに策定し、国、県との連携の下取組を進めます。さらに、労働者対策として公共職業安定所と連携するなど、きめ細かな対応を行っていきます。

観光振興については、観光振興計画に基づき、令和4年度からの事業を推し進めるべく、第1次アクションプランに掲載した事業の取組を進め、西和賀らしさを最大限発揮するとともに持続可能な観光地域社会を目指します。

公共温泉施設については、平成30年度から進めてきた「今後のあり方基本方針」に基づき、関係する地域や事業者との連携を深め適切な管理運営を図っていきます。

生活領域について。

防災については、地域の安全を確保するため、「西和賀町地域防災計画」に基づいて、防災訓練や計画的な物品等の備蓄を行い地域防災の向上に努めます。

特にも、オミクロン株により新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大しており、依然として収束のめどがたたない状況にあることから、災害時の避難所における感染予防対策は、

重要な課題であると考えています。

防災ハザードマップを活用した講習会や避難所用感染予防用品を活用した避難所運営訓練を通じ、住民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時における適正な感染予防対策、避難所運営に努めます。

地球温暖化、水や食料問題、気象災害による被害を可能な限り少なくするための防災・減災に取り組み、暮らしへの脅威を想定した安全・安心なまちづくりに努めます。

行政サービスのデジタル化について、国では令和7年度をめどに、全国規模で自治体システムの標準化を進め、業務の効率化と住民サービスの向上を図ることとしております。当町においても、デジタル化の推進に向けた取組を進めます。

マイナンバーカードの普及では、カードの交付業務を両庁舎でできる環境を整えました。町民の皆様の利便性向上のため、引き続き時間外交付や休日の交付日を設け普及に努めます。

また、新型コロナウイルスの接触感染防止の観点から、新しい生活様式への対応として、町税や水道料金等の納付にキャッシュレス決済を導入し利便性の向上を図りながら、町税等の納期内納付の定着を推進します。

公共インフラ施設については、安全で快適な交通環境を確保するため、道路施設点検等を行い、劣化した路面の補修や側溝、橋梁、道路安全施設などの予防保全を計画的に実施し長寿命化に努めます。

また、冬期間において町民が安心して安全な生活を送る上で必要不可欠な道路除雪について、除雪に係る新たな取組方針を策定し、時代に対応した除雪体制の在り方の検討に着手し、サービス水準の維持につなげるよう取り組みます。

依然として全面通行止めが続いている一般国道107号については、一日も早い仮復旧と併せて、関係者・関係機関の多大なご理解ご支援により方向づけをしていただきましたトンネル化

事業の早期完了を県や国に対し要望していきます。

また、このことに関連して、道の駅錦秋湖の在り方について、道路管理者である岩手県と連携しながら検討します。

公共交通では、今後も各種交通事業者との意見交換や、JR東日本と連携したJR北上線利用促進事業の展開など、公共交通対策に取り組みます。

バスをはじめとした地域交通の在り方については、引き続き過疎地域における持続的な運行の在り方について検討します。

上下水道事業については、施設の適正な維持管理に努め、安定的かつ持続可能な経営を行っていくため、水道事業において、合併以後実施していない料金改定について、職員で構成する水道料金内部協議委員会、外部有識者等で構成する水道事業料金改定検討委員会を設置し具体的な検討を始めます。

また、施設台帳整備については、令和3年度に着手し令和4年度末の完成を目指して取り組んでいます。管路や浄水場などの水道設備の状況を台帳化し、長期的な視野に立ち計画的に更新を実施していくなど水道事業の基盤強化につなげていきます。

農業集落排水事業を含む下水道事業については、令和5年度中には公営企業に移行するよう国から要請を受けており、その移行事務を令和3年度に着手し、令和5年度までの3か年をかけて進めていきます。水道事業と同様に、公営企業化することで、経営、資産状況の正確な把握、弾力的な経営等の実現を図ろうとするものです。

また、平成15年度から供用開始した公共下水道と農業集落排水設備は、設置から20年近くが経過しており、今後大規模な設備の更新が見込まれます。このため、農業集落排水事業については令和4、5年度の2か年で、公共下水道事業については令和5、6年度の2か年をかけて、

設備等の機能診断調査等を実施し、長期的な視野に立った設備の長寿命化計画の策定を進めます。

総合戦略について。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、第2期目の5か年計画がスタートしております。第1期における成果と課題の検証を踏まえ、人口減少対策に係る戦略的な枠組みとして、地域商社の検討、地域の魅力発信を担う人材の育成、地域ブランドとして期待される「ユキノチカラ」の推進などを図り、人口ビジョンの達成による持続可能なまちづくりを引き続き目指します。

住みよい環境施策の一環として取り組んでいる「川をいかしたまちづくり事業」では、湯本地区における川とまちをつなぐ整備などを進め、にぎわいのある地域づくりに資することを目指します。

移住定住の促進については、令和3年度に着手した若者単身者用住宅の供用開始に向けて取り組むとともに、若者層のさらなる定着を図るための住宅確保について需要調査と対策の検討を進めます。

地域課題の解決への貢献とともに、新たな町民として期待される地域おこし協力隊については、除雪、農業、林業、教育分野の隊員を新たに募集します。

結びとなりますが、私は、町の存続と発展に取り組むに当たり、地域自らできることは可能な限り地域自らが行うことを理想としつつも、厳しい社会経済情勢にあっては、国や県との関係をより密にし、より効果的な支援の導入を積極的に図り町政を進めることが必要であると考えております。その円滑な導入を図るためには、町の一体感を醸成する努力を重ね、外に対し訴える力、訴求力を涵養していかなければならないとの思いでいます。そのために町長としての責務を果たしていきますので、議会議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、所信表明といたします。

議長　これで町長の施政方針演述を終わります。

ただいまの町長の施政方針演述に対する一般質問がありましたら、明日4日、朝9時までに通告をお願いいたします。

なお、今回の一般質問の通告は、ただいまの施政方針演述に対する質問の通告のみとなりますので、これにご留意願います。

続いて、日程第5、教育長の令和4年度教育方針演述を行います。

柿崎教育長。

教育長　皆さん、おはようございます。どうぞよろしく願いいたしたいと思います。

それでは、教育方針につきまして、私のほうからその方針について述べたいと思います。

日頃より本町の教育行政の推進に関しまして、議員各位をはじめ、学校・保護者・地域の皆様方から、力強いご支援をいただいていることに感謝申し上げます。

本日、ここに「西和賀町議会定例会」が開催されるに当たり、令和4年度の教育行政推進の大要について申し上げます。

教育委員会は、「未来を拓き 地域を愛する人を育てるまちづくり」を基本目標に掲げる「西和賀町教育振興基本計画」に基づき、その実現のため、「生涯学習」、「学校教育」、「生涯スポーツ」、「歴史や文化」の4つの分野ごとに定める基本方針の下、教育行政施策の具体的な取組を進めてきたところであります。

特にも令和3年度は、教育の持つ力で「町民の生きる力を育み、人と人の心の絆と町民の一体感を作る」ことを使命として取り組んでまいりました。

振り返ると、「生涯学習関係」では町民の皆さんのニーズとデジタル社会に対応できる学習、また参加者相互の交流を図ることを目的として各種の「町民大学講座」や「高齢者大学講座」、「スポーツ交流会」等を開催してまいりました。中でも通信機器活用の講座では、高齢者の方々がスマートフォンを食い入るようにつめ、友

人や子・孫とのコミュニケーションを図ろうと懸命に取り組む姿がありました。「絆」を紡ぎたいという願いを改めて知ることとなりました。沢内庁舎の改修に伴い移転した太田図書館では、読書環境の整備と事業を展開してまいりました。新刊を待ち望む方々や、子供たちが大人の膝の上で本をのぞき込みながら想像力を育む姿と、その様子を見守る方々の笑顔が見られました。また文化創造館「銀河ホール」を町民の誰もが気軽に足を運んでもらう施設にしようと、西和賀町の文化や歴史等に触れた「自主公演事業」を開催し、皆さんと楽しくも感動のあるひとときと、町を思う気持ちを共有していただくことができました。

「学校教育関係」では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により学びを止めないことを第一として対応してまいりました。教職員にはICT機器についての研修の機会を提供し、導入したタブレット端末を活用した学校と家庭をつなぐオンライン学習を可能とする準備をいたしました。家庭にとどまることを余儀なくされた生徒に対し、いち早くオンラインでの授業を行うことができたことは大きな成果でもありました。また、コロナ禍で十分とは言えなかったものの、各保育所（園）・学校の努力により森林学習、稲作体験などの地域と触れ合う学習活動や、保育所（園）から高校までの切れ目のない学びを保障する授業と教師間の研修の場である「ジョイントスクール」事業を行ってまいりました。その結果、釜石地区の小中学校との交流を育んだり、学習やスポーツなどの様々な資質・能力を測る各種調査で県や全国の平均値を上回る成果を残したりすることができました。さらに、中高生がスキーやボートの種目において全国大会の出場を果たしたり、地区中学校新人野球大会では湯田・沢内中学校の合同チームが地区優勝を飾ったりするなど沢山の活躍がありました。西和賀高校生は「西和賀まち・ひと・しごと魅力図鑑」の制作を通して町民と交流を

深めたほか、今年度も進学や就職で希望をかなえ、将来の夢や目標に向けて羽ばたこうとしています。

一方で、ボランティア活動を通して学校を支えてくださっている方から「私たちの活動は本当に役立っているのか教えてほしい」という問いかけもありました。「一体感」を目指す者として重く受け止めなければならない問いでした。子供たちのために町のために共に歩んでいただいている方々と成果を実感し、喜び合う経験を積み重ね、この問いに絶対に応えなければならないと痛感させられた一言でした。

令和4年度も新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、物理的に人と人の距離を置くことを求められることが容易に予想されます。感染対策を取りながらこれからも教育の力で「生きる力を育み、人と人の心の絆と町民の一体感を作る」ことを使命とし、より多くの町民の方々に地域の多様な学びに関心を寄せていただき、主体的に町づくりに参画していただけるよう教育行政を推進してまいります。

それでは、4つの基本方針に沿って、令和4年度の教育行政における具体的な方向性について、述べさせていただきます。

初めに、「生涯学習の推進と環境づくり」についてです。

町民が「生きがいと誇り」を持てるよう教育の面から支援いたします。

まず、自ら学ぶ学習機会の保障としての「自主的学習」についてです。今年度も「町民大学講座事業」や「高齢者大学講座事業」等を継続的に実施し、学習意欲の高揚と健康教育を支援してまいります。読書推進では、川尻、太田の図書館を「第2次西和賀町子どもの読書活動推進計画」の拠点として取り組んでまいります。ニーズに対応した新刊図書の購入、閲覧しやすい図書室の整備、併せて読書ボランティアによる読み聞かせや読書会等の活動を通して、読書の楽しさと意義を感じていただき、生活の中に

読書の時間を位置づけていただくことを目標に推進してまいります。

次に、現代的課題及び本町の地域課題の解決を図るために行う「社会教育」においては、「町づくり出前講座」を中心に、生活に役立つ事業を推進してまいります。特に公的な情報収集や手続などの技能の習得を目的にICT機器の活用による「情報教育」を推進します。若い世代から高齢者まで、急激に進むデジタル化社会で少しでも困り感を抱かせず、便利さを享受できるよう学習の場の提供を進めてまいります。

地域の教育力向上につながる「教育振興運動」については、令和4年度から各学校への設置が求められている「コミュニティ・スクールの導入」を関連づけ、組織・役割の在り方を検討し、改善を図ってまいります。

また、令和4年度は「西和賀町男女共同参画プラン」の改訂の年になります。町民の皆さんの意識の変容やご意見をまとめその調査結果を公表し、改めて意識の高揚を図るとともに、性差によらず一人一人が大切にされる住みよい社会づくりのための検討委員会を立ち上げ、実効性のあるプランの策定を推進してまいります。

次に、「未来を担う子どもたちの生きる力を育む学校教育」についてです。

令和4年度から町内全ての学校で、子供たちの成長を支えていくことを狙いとし、学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことができる「コミュニティ・スクール」を立ち上げます。これは学校の方針や運営に対して保護者や地域の皆さんが意見を述べたり承認したりすることが保障された協働体制を持つ「地域とともにある学校」のことです。その基盤の上で未来を担う町の子供たちが自ら生き生きと学び、夢を持ち、それぞれの人間形成と自己実現に向けて、知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を身につけていけるよう支援してまいります。

まず「知」に関しては、一人一人が生かさ

る授業を推進します。全ての児童生徒に導入されたタブレット端末を授業で有効に活用し「個別最適な学び」と「協働的な学び」を進め、指導と評価が一体化した授業づくりに努めてまいります。

そのために、全国学力・学習状況調査や県学習定着度状況調査等の諸調査の結果を分析し、各校の実態に応じた学力保障の対策を進めてまいります。また今後も数学・英語の各種検定料の公費負担と、グローバル化社会に対応できるよう英語講師の2人体制を維持し、教科「英語」の学習活動の充実を図ります。

学びや生活に困り感を抱く児童生徒への対応としては、特別支援教育支援員を継続して各学校に複数配置します。また中部地区の特別支援教育の中核を担っている花巻清風支援学校及び本町の健康福祉課等と連携し「教育支援委員会」を年4回開催し、「誰一人取り残さない教育」を推進します。

次に、「徳」についてです。コロナ禍における現状を鑑みて「誹謗・中傷のない学校生活」に向け、教育活動全般を通して、より一層「人権教育」に力を入れていきます。

また、「特別の教科道徳」を要として道徳性の育成を図るとともに、「職場訪問・体験」、「自然体験」、「ボランティア体験」等への参加を促し、互いを尊重する感性と実践力を育ててまいります。

3つ目の「体」に関しては、運動習慣・食習慣・生活習慣の一体的な取組である「60プラスプロジェクト」の推進を図ります。特に、令和4年4月から稼働する西和賀町総合給食センター事業の一環として児童生徒に対する食に関する学習を行い、よりよい食習慣の確立に努めます。

また、コロナ禍にあつて児童生徒の心身に及ぼす影響が心配される現状です。家庭や地域及び医療・福祉関係機関等と連携した西和賀町学校保健会の活動を支援し、児童生徒が自らの健

健康管理をマネジメントする力を身につけられるよう進めてまいります。

こうした取組の推進に当たっては、教職員の研修と職務に専念できる環境づくりが大切となります。ICTを活用した授業等に関わる研修の機会の保障と、西和賀町の自然・文化・歴史・人・産業そして町づくりを知っていただく研修も行います。

長時間勤務の改善及び業務負担の軽減を図るために導入した「統合型校務支援システム」を活用し、勤務実態の調査を行い、このシステムの効果を検証して効率的な校務の推進に当たります。また、今まで学校が担っていた給食会計業務を公会計化に切り替え学校業務の軽減を図るとともに、生徒と関わる時間を十分に確保するため、引き続き「教育相談員」を配置します。また、新たに「部活動指導員」を配置し、教職員の職場環境の改善を図ってまいります。

次に、今年度創立50周年を迎える西和賀高校の魅力化について申し上げます。習熟度別・少人数指導を柱とする学習の保障と、岩手県教育委員会から打ち出された「いわての高校魅力化グランドデザイン for 2031」に示された、学校と行政が連携し、地域や地域産業を担う人づくりを推進します。

これまで進学や就職等の実績を支えてきた公営塾や課外授業等の学習支援や語学研修支援等を継続します。あわせて県外募集に向け、体制整備推進員を配置するとともに「地域・教育魅力化プラットフォーム」に参加し、本格的に情報発信・PR活動を展開してまいります。また、町内企業等とコラボレーションした新たな学びの開発を推進し、町民に活力を与えられる学校になるよう支援してまいります。

最後に保育についてです。この時期は人間形成に極めて重要な時期であり、その後の学習や生活の基盤づくりとなります。そこで子育て世代が安心して産み育てられる環境の実現に向け、新たに「ゼロ歳児保育」についての検討を行い

ます。各保育所（園）と医療機関、そして町民も含め広く意見を求め検討してまいります。

以上、ここに生まれ育った子供たちが、各保育所（園）、各小中学校、そして西和賀高校での18年間のキャリアを積むことで、町を知り、町に誇りを持ち、町の魅力を発信し、町の未来について語り、そして町を支え、どんな社会でも臆することなく生き抜ける人材を育て上げていく所存であります。

続いて、「誰もが参加できる生涯スポーツの振興」についてです。

スポーツの振興では、町民が生涯にわたり多様な形でスポーツに親しむことができる「健康で活気あふれるまちづくり」を目指し取り組んでまいります。特に高齢化が進む本町において、健康を維持するためには身体を動かす機会と世代間交流を図る場を設けることが重要と考えます。

そこで、今年度も引き続き気軽にスポーツに取り組むことのできる環境の整備と、いつでもどこでも運動する機会を増やすため、スマートフォンアプリを活用しての取組を推進してまいります。また、スポーツに関わる各種競技団体への活動支援と連携強化を図り、町民が様々な競技に触れ、それぞれのスポーツのすばらしさに気づく取組を行ってまいります。

また、スキー競技は本町の自然や地理的環境から町民からも広く愛され、大会開催時には町外からの参加者も多く集っております。利用者と管理する方々にとっても安全な施設として維持管理するために、志賀来スキー場の圧雪車を更新し、環境を整備するとともに利用者増のための取組を推進してまいります。

昨年は期待どおりの活動はできなかったものの「東京2020オリンピック・パラリンピック」のレガシーとして関わりを持つことができた自治体とのスポーツの交流を行い、関係人口を広げる活動にも取り組んでまいります。

最後に、「地域の歴史や文化の継承と創造」に

ついてです。

文化芸術は心豊かな生活を実現していく上で欠かせない活動であり、この地域の歴史や文化は、西和賀町への愛着と誇りを形成し「生きる」ための心のよりどころになっております。今後も、町民が文化芸術活動に親しむことができるよう、関連する団体と連携しながら発表の場を提供し、伝承・保存に努めてまいります。

その拠点となる文化創造館「銀河ホール」を演劇活動の中心的な場と位置づけながらも、町内はもちろん、町外から訪ねてきた方々に対しても、西和賀町の自然・文化・歴史・産業・人等、様々な町の魅力を発信する場とする試みに取り組みます。そして、「ここに住む方々、訪ねてきた方々が気軽に足を運ぶ場所・寄りたい場所」と位置づけ、町民にとって必要とされる施設としての在り方と施設の維持・管理の在り方も引き続き検討してまいります。

現在、我が国最古級の旧石器時代の遺跡である「大台野遺跡」については、東北大学の資料提供の依頼を受け、研究室学生の教育活動の一環として調査研究が進められています。また当町はその位置関係から古くより岩手と秋田の往来に深く関与しており、「秀衡街道」のように平泉の栄華をしのばせる名所が残るなど歴史的風土のある土地です。これらの歴史的資源について関係する諸団体と連携し、「西和賀町歴史民俗資料館」を町民の「誇り」を育てる施設として整理してまいります。

以上、令和4年度教育行政の具体的な方向性について申し上げます。前述した「私たちは役立っているのか」の問いの答えを町民の皆さんとともに一体となって求めつつ、長い歴史の中で培われてきた文化や伝統を大切にし、ふるさとに、誇り・愛着・感謝の心を持つ人材の育成に取り組み、「未来を拓き 地域を愛する人を育てるまちづくり」の実現に努めてまいります。現存ですので議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

以上、よろしくお願いたします。

議長 これにて教育長の教育方針演述を終わります。

ただいまの教育長の教育方針演述に対する一般質問についても、明日4日、朝9時までに通告をお願いいたします。

また、この一般質問の通告についても、ただいまの教育方針演述に対する質問の通告のみとなりますので、これにご留意願いたします。

ここで11時10分まで休憩いたします。

午前11時01分 休 憩

午前11時10分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、日程第6、令和4年度予算議案上程を行います。

議案第33号 令和4年度西和賀町一般会計予算について、議案第34号 令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計予算について、議案第35号 令和4年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第36号 令和4年度西和賀町介護保険特別会計予算について、議案第37号 令和4年度西和賀町下水道事業特別会計予算について、議案第38号 令和4年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第39号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計予算について、議案第40号 令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算について、議案第41号 令和4年度西和賀町水道事業会計予算について、以上令和4年度予算議案9件を上程します。

提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま一括上程となりました議案第33号から第41号までの令和4年度当初予算について提案理由を申し上げます。

提案の予算は、議案第33号 令和4年度西和賀町一般会計予算について、議案第34号 令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計予算について、議案第35号 令和4年度西和賀町後期高

齡者医療特別会計予算について、議案第36号 令和4年度西和賀町介護保険特別会計予算について、議案第37号 令和4年度西和賀町下水道事業特別会計予算について、議案第38号 令和4年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第39号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計予算について、議案第40号 令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算について、議案第41号 令和4年度西和賀町下水道事業会計予算についての9会計予算であります。

各予算は、地方自治法第211条第1項の規定により、また病院事業会計予算及び下水道事業会計予算は併せて地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

令和4年度の一般会計予算は、総額64億8,400万円となり、前年度計上した庁舎等改修事業や学校給食調理場整備事業等大規模事業が終了したことから、令和3年度の当初予算と比較して13億4,100万円、率にして17.1%の減となっています。病院事業会計及び下水道事業会計を除く一般会計と特別会計の予算の合計額は92億4,801万9,000円となり、前年度の当初予算と比較して12億4,462万8,000円、11.9%の減となっています。

次に、町立西和賀さわうち病院事業会計であります。令和2年度から運用しております地域包括ケア病床による入院収益の増などにより、一般会計からの繰入れである他会計補助金は前年度より1,357万6,000円少ない1億5,902万2,000円となり、収益全体では前年度を1,325万円下回る9億150万8,000円の予算額となりました。支出においては、給与費が827万円ほど増加となったものの、材料費や経費、減価償却費などの減により、費用合計でも前年度を1,720万5,000円下回る9億6,844万6,000円となり、この結果、令和4年度は6,693万8,000円の赤字予算となっております。また、資本的収支予算につきましては、収入、支出それぞれ1億930万

7,000円となっております。

次に、水道事業会計については、地方公営企業法の全部適用事業として、公営企業会計に移行して4年目の予算となります。令和4年度当初予算において、収益的収支については、収入3億4,656万2,000円、支出3億9,233万3,000円となり、4,577万1,000円の赤字予算を計上せざるを得ない状況となっております。ただし、支出には資金の移動を伴わない減価償却費として2億5,464万円を計上しておりますので、事業運営において資金不足に陥ることはありません。資本的収支については、収入2億7,544万円、支出4億2,748万円となり、資本的収入が資本的支出に対し不足する1億5,204万円については、当年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものです。

予算の大要については、企画課長、病院事務長及び上下水道課長から説明しますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、私から令和4年度当初予算の大要についてご説明します。

国の令和4年度の地方財政対策の概要では、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防、防災力の一層の強化など重要な課題に取り組めるよう、一般財源総額について交付団体ベースで前年度を上回る額を確保するとし、地方交付税は令和3年度に対し、3.5%の増となっております。

今後の町の財政見通しであります。歳入面では高齢化、人口減少に伴い、町税等の減少が見込まれる一方で、大規模事業実施に伴って借入れした地方債の償還が引き続き高い水準で推移していくことから、当面は極めて厳しい財政運営が見込まれます。このことから、国や県の動向に注視するとともに、中期財政計画に沿っ

た取組を着実に進め、より一層健全な財政運営に努めてまいります。

令和4年度当初予算の編成に当たっては、歳出全体の抑制を図り、限られた財源、資源、マンパワーの中で、西和賀町総合計画で目指す町の将来像の実現を基本とし、人口減少などの重点課題に対応し、町民福祉を増進しつつ、基本的な行政サービスを維持する予算として編成したものです。

それでは、議案書に基づいてご説明します。

議案第33号 令和4年度西和賀町一般会計予算についてです。予算書1ページをお開きください。第1条には、歳入歳出予算総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。当初予算総額を歳入歳出それぞれ64億8,400万円とし、前年度比では13億4,100万円、17.1%の減となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから8ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりです。

第2条には、地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に関して定めております。具体的には9ページから10ページの第2表、地方債のとおりで、発行限度額を3億780万円とし、前年度比14億1,960万円、82.2%の減とするものであります。

第3条には、地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額を5億円と定めております。

第4条は、歳出予算を流用することができる場合を定めるもので、第1号に示すとおり、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用です。

予算書11ページをお開きください。このページ以降は、予算に関する説明資料で、歳入歳出予算事項別明細書の総括表です。歳入歳出それぞれ科目別に前年度予算の対比を見ることができます。前年度対比で増額となった歳入科目は、

地方譲与税、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、財産収入となり、減となった科目は町税、利子割交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、使用料及び手数料、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入、町債です。

13ページを御覧ください。歳出で増額となった科目は、議会費、民生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、災害復旧費であり、他の科目は減額となっております。

14ページからは、款、項、目、節、細節の説明となっておりますが、別冊の予算説明資料と併せて後ほど御覧いただきたいと思っております。

166ページからは給与費明細書、173ページは債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書、175ページは地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。当該年度末現在高の見込みにつきましては、83億3,366万4,000円とするものです。

176ページには性質別予算の状況を、177ページには歳出予算について款ごとに節別の集計額を掲載しております。

次に、議案第34号 令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計予算についてです。1ページをお開きください。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。今年度の予算総額を歳入歳出それぞれ6億2,922万9,000円とし、前年度比では保健事業費補助金繰出金の増等により1,223万7,000円、2.0%の増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから4ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりです。

第2条については、一時借入金の借入れの最

高額を5,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算を流用することができる場合を定めるもので、一般会計予算に定めた内容と同様に、人件費に係る流用と保険給付費に係る流用に関して定めるものです。

予算書5ページ以降は、一般会計と同様に予算に関する説明資料を掲載しておりますので、説明を省略させていただきます。以下、病院事業会計及び水道事業会計を除く特別会計についても同様であります。

次に、議案第35号 令和4年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算についてです。1ページをお開きください。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。今年度の予算総額を歳入歳出それぞれ1億1,153万7,000円とし、前年度比では後期高齢者医療広域連合納付金の増等により1,704万7,000円、18%の増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりです。

次に、議案第36号 令和4年度西和賀町介護保険特別会計予算についてです。1ページをお開きください。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。今年度の保険事業勘定の予算総額を歳入歳出それぞれ14億6,263万1,000円とし、前年度比では保険給付費の増等により7,513万2,000円、5.4%の増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから5ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりです。

また、介護サービス事業勘定の予算総額を歳入歳出それぞれ1,189万円とし、前年度比では介護予防支援事業費の減等により83万2,000円、6.5%の減となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、26ページから27ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりです。

戻って、1ページになりますが、第2条では

一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものです。

第3条では、歳出予算を流用することができる場合を定めるもので、これも一般会計同様、人件費に係る流用と保険給付費に係る流用に関して定めるものです。

次に、議案第37号 令和4年度西和賀町下水道事業特別会計予算についてです。1ページをお開きください。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。今年度の予算総額を歳入歳出それぞれ4億1,636万5,000円とし、前年度比では一般管理費の増等により662万4,000円、1.6%の増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりです。

第2条につきましては、地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に関して定めております。詳細は、4ページの第2表、地方債のとおり、発行限度額を1億810万とし、前年度比1,150万円、11.9%の増とするものです。

第3条では、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

18ページは、継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書です。

19ページ、地方債の当該年度末現在高の見込額ですが、これを26億9,143万3,000円とするものです。

次に、議案第38号 令和4年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算についてです。1ページをお開きください。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めており、今年度の予算総額を歳入歳出それぞれ5,412万5,000円とし、前年度比では施設管理費等の増により422万8,000円、8.5%

の増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりです。

第2条につきましては、一時借入金の借入れの最高額を2,000万円と定めるものです。

9ページ、地方債の当該年度末現在高の見込額ですが、これを3億4,006万1,000円とするものです。

次に、議案第39号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計予算についてです。1ページをお開きください。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。今年度の予算総額を歳入歳出それぞれ7,824万2,000円とし、前年度比では温泉施設管理費の減等により1,806万4,000円、18.8%の減となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりです。

第2条につきましては、一時借入金の借入れの最高額を2,000万円と定めるものです。

次に、別冊の予算説明書についてご説明します。2ページから8ページまでは、歳入歳出予算の状況及び地方交付税、地方債残高等の推移をグラフ表示した資料になります。9ページから10ページは、地方消費税交付金及び入湯税の使途に関する資料になります。11ページから12ページは、町の総合計画で示しているまちづくり基本方針、基本施策ごとの事業費と主要事業を区分したものです。

13ページからは主要事業の概要説明でありませんが、目次にもありますとおり担当課ごとに編集しております。

以上、大要説明につきましては予算書及び予算説明書の見方を中心とした説明になりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 引き続き私から、ただいま上程され

ました議案第40号 令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算の概要について申し上げます。

令和4年度は、新病院になって実質8年目に当たります。一昨年度から導入した地域包括ケア病床の運用により、町内の民間医療機関からの紹介患者や介護施設からの患者受入れ、また町外の急性期病院からの転院患者の受入れなど、これまで地域において当院が果たしてきた病床機能というものがより強化されてきております。入院患者数の減少により、収入面では想定したほど大きな増収には結びつきませんでした。ニーズが多くなってきているレスパイト入院の受入れを行うなど、町民の健康維持はもちろんのこと、様々な観点から町立病院としての役割を担っていきたいと考えております。

一方、なお猛威を振っている新型コロナウイルス感染症ですが、いまだに終息する様相は見えておらず、新年度も引き続きコロナ対応に相当な労力と時間を費やす必要があるものと思っております。

2月から開始されている3回目のワクチン接種ですが、当院は主に集団接種を実施することとしており、今後も町内の医療機関や関係機関と連携し、希望する全ての方の接種を迅速に終わらせるよう努めていきたいと思っております。

また、今後のコロナ対策についても国や県から出される情報を注視し、感染拡大防止のため、中心的な役割を果たしていきます。

こうした中での新年度予算編成でありましたが、入院患者数の増減という不安定要因はあるものの、地域包括ケア病床33床の計画的な運用により収入面では積極的な数字を計上しているところでもあります。

それでは、予算書に基づきましてご説明申し上げます。予算書1ページをお開きください。第2条では、業務の予定量を定めております。病床数は、医療法上でいう一般病床40床で変わりはありませんが、このうち33床は地域包括ケ

ア病床として届出を行っているものです。年間患者数は、入院が前年度と同じ1万220人、外来は内科と歯科合わせて前年度より1,666人多い2万9,644人とし、年間見込み患者数を3万9,864人としております。成人病検診、人間ドックは、前年度と同じ310人を予定しております。主な建設改良工事は、医療機器等整備事業に1,783万8,000円と医師住宅整備事業に5,158万1,000円を予定しております。

第3条は、経営部分に当たる収益的収入及び支出の予定額となります。病院事業収益9億150万8,000円に対し、病院事業費用は9億6,844万6,000円を見込み、収支差引きでは6,693万8,000円の欠損金が生じる見込みであり、当年度もいわゆる赤字予算となっております。

2ページ、第4条では資本の整備に当たる資本的収入及び支出の予定額を定めております。資本的収入、支出の総額をそれぞれ1億930万7,000円としております。

第5条は、企業債につきまして、医療機器等整備事業に1,500万円、医師住宅整備事業に4,340万円をそれぞれ限度額として定め、起債の方法については証書借入れとし、利率を5%以内と予定するものです。

第6条では、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものです。

第7条では、病院事業会計の弾力的運用を図る観点から、医業費用と医業外費用との間で予算流用ができる旨を定めておくものでございます。

第8条には、職員給与費と交際費について、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として定めております。

第9条には、他会計からの不採算地区病院の運営に要する経費等として、繰り出し基準による病院事業会計への補助を受ける金額を1億5,902万2,000円とするものであります。

第10条には、診療材料、薬品等の棚卸資産の

購入限度額を定めております。

3ページをお開きください。11条には重要な資産の取得として、画像管理システム一式と医師住宅1棟を規定するものでございます。

収益的収支予算と資本的収支予算の詳細につきましては、予算審査の際にご説明させていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上で予算の概要について説明を終わらせていただきますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 先ほど上程になりました議案第41号 令和4年度西和賀町水道事業会計予算の概要についてご説明します。

水道事業の使命は、言うまでもなく水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって清浄にして豊富、低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とするものであります。しかしながら、全国的に見ても人口減少により料金収入の減少や老朽化していく設備の更新などへの大規模投資の時期が到来し、水道事業の運営は非常に厳しい時期を迎えているのは周知のところですが。安定した水道事業を持続していくためにも料金の値上げは避けて通れないことから、職員で構成する水道料金内部協議委員会、職員以外で構成する水道事業料金改定検討委員会を設置し、具体的な検討を始めます。

同時に、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、新しい生活様式への対応が求められており、接触感染防止の観点から水道料金のキャッシュレス決済を導入し、町民の利便性の向上を図ることにしており、本年4月から運用を開始します。

また、未整備であった水道施設の台帳整備に関し、令和3年度から令和4年度までの2か年の事業として既に着手しており、管路や浄水場

などの設備の状況を台帳化することで、長期的な視野に立った計画的な設備更新が可能になるなど、水道事業の基盤強化につながるものと期待をしているところです。

本町の水道事業は、設備的にも財政的にも脆弱ではありますが、今後の経営基盤を強化していくためには企業職員として自覚をより一層持ち、業務改善を行いながら、収支の改善に取り組む必要があると日々感じているところです。

それでは、予算書に基づきご説明します。

予算書の1ページをお開きください。第1条では、令和4年度西和賀町水道事業会計の予算は次に定めるところによらし、以下第9条まで定めるものです。

第2条では業務の予定量を定めており、給水戸数2,232戸、年間総配水量89万157立方メートル、1日平均配水量2,439立方メートル、主な建設改良事業として施設台帳作成業務委託ほか2,529万5,000円を予定しております。

第3条では収益的収入及び支出の予定額を定めており、収入となる水道事業収益は3億4,656万2,000円、支出となる水道事業費用は3億9,233万3,000円を予定しており、4,577万1,000円の費用超過予算となっております。

2ページをお開きください。第4条では資本的収入及び支出の予定額を定めており、資本的収入は2億7,544万円、支出は4億2,748万円を予定しており、1億5,204万円の費用超過予算となっております。

第5条は企業債について定めており、中部第一浄水場急速ろ過器ろ材交換工事の事業に充てるため、限度額を1,040万円とし、証書借入れの方法にて行い、利率は年5%以内と予定するものです。

3ページを御覧ください。第6条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものです。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について、水道事業会計の弾力的運用を図るため、営業費用と営業外費用との間で予算流用

ができる旨を定めるものです。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものです。

第9条は、企業債支払利息等の費用に充てる他会計から補助を受ける金額を1億6,454万2,000円と定めるものです。

収益的収支予算及び資本的収支予算の詳細については、予算審査の際に改めてご説明します。

以上で水道事業会計予算における大要についての説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長 これにて提案理由の説明を終わります。

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第7、予算審査特別委員会設置を議題とします。

お諮りいたします。議案第33号から議案第41号までの令和4年度予算議案については、議長を除く議員11人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号から議案第41号までの令和4年度予算議案については、議長を除く議員11人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

については、その運営を図る委員長及び副委員長の選任であります。どのような方法で行うかお諮りいたします。

高橋到君。

5番 予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選で行いたいと思っております。皆さんにお諮り願います。

(賛成の声)

議長 　ただいま高橋到君より予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選によって行いたいとする旨の動議が出され、所定の賛成を得て成立しております。

　お諮りいたします。予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選をもって選出することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 　異議なしと認めます。

　したがって、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選をもって選出することに決定しました。

　　については、どなたを指名推選されるのかご発言をお願いします。

　高橋到君。

5番 　委員長には高橋宏君、副委員長には高橋輝彦君を推薦したいと思います。お諮りお願いします。

（賛成の声）

議長 　ただいま高橋到君より、委員長には高橋宏君、副委員長には高橋輝彦君の推薦がありました。そのように決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 　異議なしと認めます。

　よって、委員長には高橋宏君、副委員長には高橋輝彦君が選任されました。

　　ここで、委員長及び副委員長の挨拶を求めます。

　高橋宏君。

8番（委員長） 　高橋宏です。今回の予算審査特別委員会は、新しく改修されました湯田庁舎での初めての予算審査となります。また、昨年就任されました内記町長にとっても初めての予算審査となります。そして、私も初めての委員長ということになり、初めてづくしの予算審査特別委員会ということになりました。

　町の予算が厳しいことは言うまでもありませんが、新型コロナウイルス感染者の数も高止ま

りのままで推移しておりますし、ここに来てロシアのウクライナ侵攻という不安要素が加わってまいりました。町内外での不安要素が高まる中、令和4年度西和賀町がどのような方向に進むのか、町民も注視しているところであります。私も委員長という初めての大会で、何かと不手際があるかとは思いますが、議員各位、町当局の皆様のご協力をいただき、円滑な委員会進行に努めてまいりたいと思います。

　活発な議論されることを願い、委員長就任の挨拶といたします。よろしく願いいたします。

議長 　高橋輝彦君。

6番（副委員長） 　ただいまご指名をいただきました高橋輝彦でございます。令和4年予算につきましても、今委員長からありましたように大変重要な予算となることと認識しております。今後の西和賀町を左右するものと思っております。委員各位のご協力の下、委員長を補佐し、厳正な審査に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議長 　委員長と副委員長は自席にお戻りください。

　続いて、日程第8、議案第1号 西和賀町庁舎等整備基金条例を議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。

　内記町長。

町長 　ただいま上程になりました議案第1号 西和賀町庁舎等整備基金条例について提案理由を申し上げます。

　町が行う庁舎及び公共施設の整備に要する経費の財源に充てるため、西和賀町庁舎等整備基金を設置しようとするものです。

　第1条から第7条において、設置、積立て、管理、相殺のための取崩し、運用益金の処理、繰替運用及び委任についてそれぞれ規定するもので、町のほかの基金条例に規定している内容と同様の内容であります。

　次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 今回庁舎等整備基金の条例ということで上程をされましたが、ちょっと確認をしていきたいなという思いで質問させていただきます。

湯田庁舎等、今改修工事をされておりますが、先日同僚議員からの、総務課長がお答えになったかと思いますが、湯田庁舎、今回改修してどの程度使用できるものかという質問に、その折に総務課長は25年程度は使えるというような答弁をされました。これまでも公共施設の長寿命化等の計画においての説明でも80年使える、そういう計画を立てるのだということで我々に説明をされてきたところです。例えば湯田庁舎、建設から40年たっていますので、あと40年は使うのだということを議場で総務課長が答弁をされたということで、私は個人的に記憶をしておりますが、今回、これは将来にわたる庁舎の建設に係る基金を整備したいということで、その基金条例をつくるということだと思っておりますが、これが一番初めの確認ですが、25年は湯田庁舎を使うのだということで先日答弁をして、25年後を目指して今庁舎の建設の整備基金の条例をつくって基金を積立てするということの考えなのか、その点についてまずご説明をお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

この間の議員さんの質問に対し、私がお答えした内容ですけれども、20年から25年は十分使用できるというふうな意味合いのもので、例えば25年間使用するというふうな前提に立った発言ではないということで、一応その部分については改修工事を行ったことで20年から25年は十分使用できるというふうにお答えしたつもりで

すので、その点はそのように理解していただきたいなと思います。

そういったことから、まず基金を今回つくりますけれども、何年までというふうな部分については不透明な部分があると思います。実際に庁舎の長寿命化を図って、これから両庁舎で仕事をしていくわけですけれども、将来を見据えた場合に改めて庁舎の検討、整備を行っていくというふうな考え方から基金を設置し、積立てを行っていききたいということですので、特に今の時点で何年までというふうな考え方は、なかなか目標年度までははっきりと今はお示しすることはできないのかなと思います。ただ、庁舎の整備に係るお金は多額に上るので、それを年数をかけて積み立てていきたいなというふうな内容となっております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 今の課長の答弁には個人的には驚いたというか、庁舎の改修、多額の改修工事をする折には、改修して長く庁舎を使いたいという説明をしながら予算を通してもらったというか、議論の上でそういう説明をしながら、今この段に及んで25年は使えるけれども、それが10年かもしれない、例えば15年かもしれない、もっと短いかもしれないというようなご答弁だったという、私は今認識をして、ちょっと個人的には驚いているのですが、それはいいですけれども、議会で改修工事の折にいろいろな意見等が出たわけですが、将来にわたって役場庁舎をどうするかという議論なしにして多額の改修工事をするのはいかがなものかというような話だったというふうに私は思っております。その折に話合いが先行していかなければならないのではないのかという思いで、同僚議員、私もそうですけれども、議論をした経緯があったなというふうに思いますが、今後、例えば10年後になるか分かりませんが、5年後になるか、10年後になるか分からない新庁舎を建設するということの議論

であるとか、そういった体制もつくる前に条例をつくって基金を積み立てていきたいという、そういう今回のやり方というか、順番が個人的には大分不信感があるなということで質問しております。

やはり基金条例をつくって基金積立てを始めるのであれば、例えば今後の地域の在り方の中で新庁舎建設、どうしたらいいのかというような、そういう議論であるとか、もちろん総合計画にもものっていないことですよ、今の段階で。そもそも行政が総合計画等にもものっていないような事業の基金を条例として提案するというのが、私個人的には一番行政がやらないやり方ではないかなと。今回なぜこういうふうなやり方になったのかなということで質問させていただいておりますが、去年、おとし、中期財政計画もつくって、関西学院大学の大学の先生にご指導いただいてつくったわけですが、その折に、要するに西和賀町の財政を見たときに、基金というか、積立てというか、貯金が足りないということを指摘されて、町長も、では庁舎建設基金というようなもので基金を積み上げていきたいと、そういうようなニュアンスがあるのかなというふうに個人的には思うのですが、その点はどうですか。

議長 内記町長。

町長 私から、すみません、今後の考えも含めてご答弁させていただきたいと思います。

実際、今議員ご質問あったとおり、私もそういう頭を整理し切れない思いはありました。ただ、私の前任から議論されてきて、今年度中に条例を設置するのだという、そういう流れは町として決めていると。それを一歩、私なりに頭を整理した場合に、いわゆる減価償却というか、そういう形のお金であるという整理を私なりにさせていただいて今回に臨んでおります。

両庁舎の改修工事をしているわけですが、いずれ今後老朽化していくと。先ほどの何年もつかというところは議論のあるところです

けれども、そういうもの、あるいは新庁舎の在り方を検討するというようなことに大きく関わってくることであるとは思いますが、この条例自体がそのことを規定するものではないと、今後の議論をここにこうしていくのだという方向づけするものではないというような理解をしております、その上でまちづくりにおいて庁舎の在り方というのは非常に大事でありますので、それはそれとして、私の判断で今後在り方の検討会なりを進めていきたいというふうな形で考えておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

議長 刈田敏君。

1番 第1条で庁舎及び公共施設ということが書かれているわけで、この公共施設というのが全般だと思いますが、その辺ちょっと確認したいのですが、想定できるものが、やっぱり目指すものがあるとすれば、その辺お聞きしたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

今回庁舎及び公共施設ということで目的に規定しております。庁舎の建設等の検討に当たって実際庁舎を整備するというふう考えた場合、庁舎単独での施設というふうな考え方ではなく、庁舎以外の目的も含めた施設ということで、複合施設として整備することが十分想定されることから、その場合にも対応できるように庁舎及び公共施設というふうな規定にしたものであります。なので、検討段階でいろいろ十分審議されると思いますので、それらに対応できるような形ということで、まず今現在この施設というふうな考え方ではありませんけれども、実際に検討を進める段階での町の状況、町のほかの公共施設の状況、それらを踏まえて検討して、複合施設の整備というふうな方向になるかという考えでこのような規定にしたものであります。

議長 刈田敏君。

1番 ということは、庁舎以外のことが優先に

なることもあるわけですか、公共施設として。庁舎が付随するものを考えているのか、その辺お伺いします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

基本としては庁舎があって、それに公共施設として複合できるものを想定しているというふうな考え方であります。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 町長にお伺いしたいのですが、実際庁舎問題を現在どのように考えておられるのか。将来的にどういふふうなめどを立てておられるのか、町長のお考えをちょっとお伺いしたいと思います。

議長 内記町長。

町長 すみません。経過も踏まえての問題意識ということでよろしいでしょうか。

(はいの声)

町長 では、お答えいたします。

庁舎につきましては分庁舎であって、それで今回の改修ということで、先ほどもお話ありましたけれども、これまでの一連の動きを見ますと、私が就任前に疑問に思いましたことは、分庁舎にするにしろ、それではなくてほかの方法にいくにしろ、そういう議論について非常に足りないなという思いではおりました。合併時の庁舎の在り方、分庁舎でお互い対等にやっていくのだと、そういう精神にのっとなってなされる取組かどうかということで、非常に疑問に思ったところでございます。ただ、一定の予算、議決等を経て今回の改修になったということは踏まえて考えなければならないというふうに思っております。

その上で、先ほどお話ししました今回の基金の条例設置ということで、これは先ほどお話ししました積立て減価償却的な話で、今後いろいろな形でやる上での裏づけとして捉えていけば活用できるだろうという思いしております。

先ほどもありましたが、庁舎、公共施設等もありますが、できるだけフリーハンドでやっていくということで私自身臨みたいと思います。特に庁舎の在り方は、まちづくりの基本に係る大きな問題になることでありますし、合併時の思い等を含めて適時に、すぐ、今改修した時点で何年にまたということにはならないと思いますが、そういうことを念頭に置いたまちづくりに関する話合いの場というものを早晚設置して進めたいという思いでいるところでございます。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 私自身、今この条例を出されて、ただ金が必要なのだというふうなことで出されたような感じで、あと庁舎といえば今町長おっしゃったようにまちづくりの拠点となるものだし、ましてお互い老朽化して、今工事中なのですが、先ほどの総務課長の答弁もありましたけれども、やはり具体的な計画の時期に入っているのではないかなと思うわけです。

そのときに、よく町長おっしゃるように町民との話合いというようなことで、特に若い人たちから、本当にこの町にあってよかったというような、そういう庁舎を、庁舎づくりそのものも若い人たちのまちづくりの気持ちにつながっていくような方向づけもできるような、そういうことで町民の話の場をすごくしっかりと高めていって、みんなが望むような庁舎。必ずしもお金かけなければならないというようなことでもないでしょうし、今様々な建材やら町の木材を使うとか、これからも様々なものが出てくると思いますので、金、金、金だけではなく、夢と一緒に作り上げていくような方向で早めに話合いというのは積み上げていって、先にこんな条例出されて、何か賛成したくないような感じがするので、やはりもっと夢のあるような基金、ためていくような、そういうようなものにしてほしいと思いますが、どうですか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

何を先にとということにも関わってくるかと思
いますけれども、先ほどお話ししたことを踏ま
えて私自身判断し、方向づけさせていただき
たいと思います。

ただ、ほかに高齢者、あるいは保健、子供さ
ん関係の施設等の検討もございます。今お話し
のような地域資源を生かしてというようなお話
もあります。様々ある中で、どういう議論をし
ていくかということを少し私自身詰めた上で取
りかかったほうが成果が得られるというふう
に考えておりますので、いましばらくお時間
をいただき、そのような方向で進めさせてい
ただきたいと思っておりますので、ご理解を
よろしくお願ひしたいと思います。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決を行います。

議案第1号 西和賀町庁舎等整備基金条例を
採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方
は起立を願ひます。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されま
した。

続いて、日程第9、議案第2号 西和賀町立
図書室設置条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号
西和賀町立図書室設置条例について提案理由を

申し上げます。

これまで図書室は公民館図書室として管理運
営されてきましたが、西和賀町立公民館条例の
廃止に伴い、新たに西和賀町立図書室と位置づ
け、管理運営していこうとするものです。

第1条から第4条において、設置、名称及び
位置、管理及び委任についてそれぞれ規定する
ものであります。

次に、附則についてであります。この条例
は令和4年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わ
りますので、ご審議の上、原案のとおりご決定
くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 西和賀町立図書室設置条例を採
決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方
は起立を願ひます。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されま
した。

続いて、日程第10、議案第3号 西和賀町税
条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号
西和賀町税条例の一部を改正する条例について
提案理由を申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未
就学児に係る被保険者均等割額を減額するもの
とし、減額する額は当該年度分の被保険者均等

割額に10分の5を乗じて得た額とするほか、所要の改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 税務課長。

税務課長 それでは、私から改正の内容について説明いたします。

改正部分には下線を引いておりますが、字句等の訂正のみを行ったもの、あるいは法律改正に伴い条文の整理を行ったものなど、内容が大きく変わらない部分については割愛させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

12月定例会において高橋和子議員さんの一般質問でも答弁させていただきましたが、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和4年1月1日に施行され、国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、今回改正するものでございます。

改正の趣旨は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取組として、国保制度において子供の均等割、保険税を軽減するもので、対象者は未就学児、軽減割合は均等割額5割軽減となっております。

それでは、5ページをお開きください。第159条に第2項として軽減についての規定を追加し、減額する額を定めております。第1号では基礎課税額、いわゆる医療分であります。均等割額1万9,000円に対し、減額する額を定めております。

次に、6ページをお開きください。アでは7割軽減に該当する世帯の子供の被保険者1人についての額、イでは5割軽減、ウでは2割軽減、エでは軽減なしの世帯の額を定めております。

第2号では、後期高齢者支援金均等割額、いわゆる支援分の均等割額7,000円に対し、減額する額を定めております。ア、イ、ウ、エにつ

いては、先ほど申し上げました7割、5割、2割、軽減なしの世帯の子供の被保険者1人についての額をそれぞれ定めております。

最後に、14ページを御覧ください。附則第1条として、この条例は令和4年4月1日から施行することとし、附則第2条では経過措置を規定しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋和子君。

4番 予定どおり国のそういった制度が始まったということだと思いますが、確認ですが、今国保制度の中での軽減措置、7割、5割、2割、さらにその部分の半額に減額されている金額でしょうか。

議長 税務課長。

税務課長 お答えします。

今現在7割、5割、2割、軽減なしということで軽減措置を行っております。今回の改正は、7割、5、2、なしのそれぞれに対して、5は軽減に対しての5割を軽減するということですので、7割の軽減に対しては3割が負担となりますので、その3割の半分ということになりますので、いずれ7、5、2、軽減なしの全てのものに対して半額にするというふうに理解していただきたいと思っております。

議長 高橋和子君。

4番 分かりました。

12月議会でもお伺いしましたけれども、人数と、軽減した分の負担すべき金額とか、もう一回教えていただければいいなと思っております。

それと、この未就学児は現時点で何人なのか、そこも含めて、計算されていると思っておりますので、お願いたします。

議長 税務課長。

税務課長 5割軽減の試算ということですのでよろしい

でしょうか。

(はいの声)

税務課長 12月定例会において、令和3年10月26日現在ということでご報告させていただきました国保に加入している未就学児は14人で、7割、5割、2割のそれぞれの軽減と、軽減なしで試算しますと、医療分で9万7,850円、支援分で3万6,050円、合わせますと13万3,900円が軽減となります。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 3回制限でしょうからあれですが、あのときも申し上げましたが、子供が少ないので、町民への支援ということで子育て世代の支援と考えたときに、やはり年齢を広げて該当すべきで、ご検討をお願いしたいということで申し上げましたが、その後のご検討された内容についてお伺いします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。一般質問のほうでもいただいているようでしたけれども、お答えさせていただきます。

検討しております。また、この間もご回答しましたように、税制とか背景を勉強させていただいて判断させていただきたいというお答えをさせていただいたと思います。

いろいろ経過を見ていく中で、令和5年度に大きな変更、具体的には資産割というような課税、資産割額という部分があって、そこをできるだけ減らしていくのだというような方向づけがなされるというような見通しもあります。そうしますと、その分の財源をどうするかというような問題も生じてまいります。その辺を見極めて見通すためにはどの方向が望ましいのかということで、もう少しお時間をいただきたいというふうに思っておりますが、来年度の令和5年度に向けての時点までには結論を出させていただきますという思いでおります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、これから表決を行います。

議案第3号 西和賀町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第11、議案第4号 西和賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号 西和賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴い、西和賀町個人情報保護条例第2条及び第60条で引用している法律名を改正しようとするものです。

次に、附則についてであります。この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご

異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 西和賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第12、議案第5号 西和賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第5号 西和賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

町立西和賀さわうち病院に勤務する医師及び歯科医師については、医師養成修学資金貸与制度の運用や関係機関からの協力を得ながら、医師体制の確保、維持に努めてきたところでありますが、依然として医師の確保が困難な状況にあることから、医師及び歯科医師の確保並びに病院事業の経営安定化を図るため、西和賀町職員の定年等に関する条例第3条ただし書中、医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年について、「年齢70年」を「年齢75年」に改正しようとするものです。

次に、附則についてであります。この条例は令和4年3月31日から施行し、改正後の西和賀町職員の定年等に関する条例第3条ただし書の規定には、改正前の西和賀町職員の定年等に関する条例第4条の規定により、引き続き勤務している医師及び歯科医師である職員並びに引き続き勤務する期限を延長させている医師及び歯科医師である職員についても適用するものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋和子君。

4番 病院のお医者さん方には、本当に日頃大変ご苦勞をおかけしていると思います。なかなか公務員としては本当に得難い職種ということで、非常に先生方を招聘すること自体が大変な歴史を持っているわけですが、ここで年齢が5年延長ということに異議はないのですが、当の先生方のご意見などをお伺いされているかと思いますが、その辺お伺いしたいと思います。

議長 内記町長。

町長 今回条例という形で提案させていただいておりますが、先ほどお話ありました先生とは話というか、お願いしております。そういうことを踏まえての今回のお願いでございますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第5号 西和賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第13、議案第6号 西和賀町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第6号
西和賀町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部
を改正する条例について提案理由を申し上げます。

行政手続における押印の見直しについては、
地方公共団体における押印見直しマニュアルに
基づき見直しを進めており、西和賀町職員の服
務の宣誓に関する条例中、別記様式に規定され
ている押印を廃止しようとするものです。また、
併せて教職員用の宣誓書の内容について文言の
整理を行うものです。

次に、附則についてであります。この条例
は令和4年1月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わ
りますので、ご審議の上、原案のとおりご決
定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋和子君。

4番 ちょこっとしたことですみませんが、改
正前と改正後で氏名のところの印鑑が省略
になっているのですが、これからはこういった
印鑑は省略する方向にいくのでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 先ほど提案理由で申し上げまし
たとおり押印の見直しということで、この条
例の中では氏名の次に押印という部分があ
るので、その部分を削除するという改正内
容となっておりますので、今後は氏名を
書いていただくだけということになります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付すること
にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入
ります。
議案第6号 西和賀町職員のサービスの宣誓に
関

する条例の一部を改正する条例を採決
します。

本案を原案のとおり決定することに賛
成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決
されました。

続いて、日程第14、議案第7号 西和
賀町一般職の職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求め
ます。

内記町長。

町長 ただいま上程となりました議案第
7号 西和賀町一般職の職員の給与に
関する条例の一部を改正する条例に
ついて提案理由を申し上げます。

人事院は、令和3年8月10日に公務員
と民間との比較に基づく給与改定に
関する勧告を行いました。西和賀町
においては、従来から人事院勧告に
準じ、給与改定を実施してきたところ
であり、人事院勧告を基本として条
例改正をしようとするものです。

改正内容は、職員の特別給について、
現在の年間4.45月分を年間4.30月分
とするため、期末手当を年0.15月分
引き下げるものです。また、再任用
職員については、期末手当を年0.1
月分引き下げるものです。

詳細については、担当課長から説明
いたしますので、ご審議の上、原案ど
おりご決定くださいますようお願い
いたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、改正の内容につ
いて説明いたします。

先ほど提案理由にもありましたよう
に、西和賀町においては従来から人
事院勧告に準じ、給与改定を実施し
てきたところであります。人事院勧
告の内容は、期末手当を年0.15月分
、再任用職員においては年0.1月分
引き下げるもので、令和3年12月
支給分からの適用となっております。

したが、国において法律改正が間に合わず、令和3年12月支給分への適用を見送ったことから、町においても国と同様の対応を行ったところがあります。

国において法律改正により、令和4年度分以降については人事院勧告どおり期末手当を引下げし、令和3年度の引下げに相当する額については令和4年6月支給の期末手当において調整するという内容となっていることから、町においても国と同様の内容で改正しようとするものであります。

第20条第2項の期末手当の支給割合について「100分の127.5」を「100分の120」に改め、年間で0.15月分引き下げのものです。

同条第3項においては、再任用職員に対する期末手当の支給割合について「100分の72.5」を「100分の67.5」に改め、年間で0.1月分引き下げのものです。

次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行するものとし、令和4年6月に支給する期末手当の額については、令和4年6月の期末手当として算定される額から令和3年12月に支給された期末手当の額に再任用職員以外の職員は127.5分の15、再任用職員は72.5分の10を乗じて得た額をそれぞれ減額した額とするという特例措置を規定しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋和子君。

4番 人事院勧告は、何で引下げを指示したのでしょうか。どういう理由によるものですか。

議長 総務課長。

総務課長 令和3年8月10日の人事院勧告の内容ということですがけれども、これについては民間の特別給といいますか、手当、ボーナス分の支給分と、あと公務員の支給分を比較して、それ

に公務員のほうが民間を上回るというふうな調査結果が出たことから、今回0.15月分引き下げて民間のベースと合わせるというふうな内容となっております。これが特別給、要はボーナス分に係る分です。

あと、月例給の部分については民間と比較をしたのですけれども、その差額がほとんどないということで、その改正はありません。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 これまでも人事院、引下げしていますか。あまり聞かないと思いますが。

議長 総務課長。

総務課長 人事院勧告においては、先ほどもお話ししたように、令和2年の際にもボーナスの部分で民間給与との差額の調査を行い、0.05月分減額ということで給与改正を行っております。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第7号 西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第15、議案第8号 西和賀町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第8号

西和賀町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

人事院勧告を基本とした西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

改正内容は、一般職の職員の期末手当の支給割合の改正と同様に、期末手当を年0.15月分引き下げるものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、改正の内容について説明いたします。

第16条第2項の期末手当の支給割合について、一般職の職員と同様に「100分の127.5」を「100分の120」に改め、年間で0.15月分引き下げるものであります。

次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行するものであります。

なお、一般職の職員の給与改正においては、附則第2項で令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を規定しておりますが、会計年度任用職員は基本的に任用期間が1年以内となっており、一般職の職員とは任用形態が異なることから、この特例措置については規定しないものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第8号 西和賀町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第16、議案第9号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第9号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、特別職の職員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

改正内容は、一般職の職員の期末手当の支給割合引下げ相当分とし、期末手当を年0.15月分引き下げるものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、改正の内容について説明いたします。

町長、副町長、教育長の期末手当については、人事院勧告に伴う一般職の特別給の改定率を考慮し、調整を行ってきたところであります。今回一般職の職員の特別給支給割合が民間と比較し、上回っているということで、先ほどご決定いただきましたように期末手当を年0.15月分引き下げることとなったことにより、町長、副町長、教育長についても一般職の職員の期末手当

支給割合引下げ相当分を期末手当で調整するための改正をしようとするものであります。

第3条第2項において、一般職の職員の期末手当の支給割合である「100分の127.5」を「100分の155」に読み替えて規定しているものを「100分の147.5」に改め、年間で0.15月分引き下げるものです。

次に、附則についてであります。西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と同様に、この条例は公布の日から施行するものとし、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を規定するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第9号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第17、議案第10号 西和賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第10号 西和賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等

に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、議会の議員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

改正内容は、一般職の職員の期末手当の支給割合引下げ相当分として、期末手当を年0.15月分引き下げるものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、改正の内容について説明いたします。

第5条第2項の期末手当の支給割合について、町長、副町長、教育長と同様の理由により「100分の155」を「100分の147.5」に改め、年間で0.15月分引き下げるものであります。

次に、附則についてであります。西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と同様に、この条例は公布の日から施行するものとし、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を規定するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第10号 西和賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで2時15分まで休憩いたします。

午後 2時04分 休 憩

午後 2時15分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、日程第18、議案第11号 西和賀町医師養成修学資金貸与条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程となりました議案第11号 西和賀町医師養成修学資金貸与条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

町立西和賀さわうち病院において従事する医師の確保及び定着を図るため、医師養成修学資金償還に係る利息の発生日の見直しをしようとするものです。

1 ページを御覧ください。第9条第1項から利息の規定を削り、償還が生じる事由及び償還期限の規定に整理しようとするものです。

2 ページをお開きください。改定前の第2項の遅延利息の規定を第3項とし、新たに第2項に利息が生じる事由、利息の割合、利息の発生日及び償還期限の規定を追加しようとするものです。償還に係る利息の発生日については、「貸付けした日の属する月の翌月の初日」を「医師の免許を取得した日の属する月の翌月の初日」に改正するものです。

また、利息が生じる事由として、第1号の臨床研修を行わなかったとき、第2号の西和賀さわうち病院に従事しなかったとき、第3号の西和賀さわうち病院に従事した期間が貸付けを受けた期間に相当する期間に満たなかったときの3項目を追加しようとするものです。第1号に臨床研修の定義が新たに追加されたことに伴い、第10条第1項第1号に規定している臨床研修の

定義を整理するものです。

次に、附則についてであります。この条例は令和4年1月1日から施行し、改正後の西和賀町医師養成修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸付の決定を受ける者について適用し、同日前に貸付を受けた者については改正前の条件を適用するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第11号 西和賀町医師養成修学資金貸与条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第19、議案第12号 西和賀町医療従事者養成修学資金貸与条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第12号 西和賀町医療従事者養成修学資金貸与条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

町内で医療を担う人材の確保及び定着を図るため、医療従事者養成修学資金償還に係る利息の発生日の見直し及び資格免許取得後の償還猶予の規定を新たに追加する等、所要の改正をし

ようとするものです。

1 ページを御覧ください。第9条第1項から違約金の規定を削り、償還が生じる事由及び償還期限の規定に整理しようとするものです。

2 ページをお開きください。改正前の第2項の遅延利息の規定を第3項とし、新たに第2項に「違約金」を「利息」に改正し、利息が生じる事由、利息の割合、利息の発生日及び償還期限の規定を追加しようとするものです。

償還に係る利息の発生日については、「貸付けた日の属する月の翌月の初日」を「医療従事者の資格免許を取得した日の属する月の翌月の初日」に改正するものです。また、利息が生じる事由として、第1号の町内において医療従事者として従事しなかったとき、第2号の町内において従事した期間が貸付けを受けた期間に相当する期限に満たなかったときの2項目を追加しようとするものです。

3 ページを御覧ください。改正前の第11条、償還の猶予の第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、新たに第6号として資格免許取得後、医療従事者としての知識または技術向上のため、西和賀町外において医療従事者として医療業務に従事しているときは2年以内の期間、償還の猶予ができる規定を追加しようとするものです。

次に、附則についてであります。この条例は令和4年1月1日から施行し、改正後の西和賀町医療従事者養成修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの決定を受けるものについて適用し、同日前に貸付けを受けた者については改正前の条例を適用するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第12号 西和賀町医療従事者養成修学資金貸与条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第20、議案第13号 西和賀町高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第13号 西和賀町高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

令和4年4月1日から上野々高齢者コミュニティセンターを地域自治組織が管理する地区集会所とすることから、昨年3月議会において議決いただいております西和賀町立公民館条例の廃止に合わせて条例を改正しようとするものです。

改正内容は、第2条、第3条及び第5条並びに別表に規定されている上野々高齢者コミュニティセンターに関する規定を削除し、併せて条の削除に伴う条の繰上げを行うものです。

地域では、人口減少や高齢化が進み、当該施設の利用のほとんどが地域の行事や会議などの地区集会所としての利用となっている状況を踏まえ、公民館にも指定されている当該施設の位置づけを地域が主体となって管理する地区集会所に見直すこととし、今後の地域の自治活動の活性、維持を図ろうとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第13号 西和賀町高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第21、議案第14号 西和賀町真昼温泉条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第14号 西和賀町真昼温泉条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

真昼温泉については、西和賀町公共温泉施設の今後のあり方基本方針に基づき、地元運営による協議を進めてまいりましたが、管理運営方法について合意が得られたことから、所要の改正をしようとするものです。

それでは、改正内容について説明いたします。第5条第1項中の休館日について、「毎月第1、第3月曜日」を「毎週火曜日」に改め、第6条第1号及び第2号中の開館時間について、「午前10時から」を「午後1時から」に改めるものです。

次に、附則についてであります。この条例

は令和4年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第14号 西和賀町真昼温泉条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第22、議案第15号 西和賀町健康管理センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第15号 西和賀町健康管理センター条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

健康管理センター丑の湯については、西和賀町公共温泉施設の今後のあり方基本方針に基づき、地元運営による協議を進めてまいりましたが、管理運営方法について合意が得られたことから、所要の改正をしようとするものです。

それでは、改正の内容について説明いたします。第5条の見出し、「開館時間等」を「開館時間及び休館日」に改め、同条第1項中の開館時間について、「午前7時から午後9時まで」を「午後2時から午後8時まで」に改め、同条第2項中の休館日について、無休とするから毎

週月曜日とし、その日が祝日の場合はその翌日とするに改めるものです。

次に、附則についてであります。この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由の内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第15号 西和賀町健康管理センター条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第23、議案第16号 西和賀町温泉会館条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第16号 西和賀町温泉会館条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

錦秋湖温泉穴ゆっこについては、西和賀町公共温泉施設の今後のあり方基本方針に基づき検討を進めてまいりましたが、施設の老朽化により令和4年4月1日で供用を廃止するため、所要の改正をしようとするものです。

改正内容は、第2条及び別表第1に規定されている錦秋湖温泉穴ゆっこに関する規定を削除するものです。

次に、附則についてであります。この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第16号 西和賀町温泉会館条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は、引き続き条例7件と補正予算の全9会計の審議となりますので、よろしくお願いたします。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 2時32分 散 会